

平成23年度

奨学生  
高等学校奨学生

市では、つくばみらい市奨学金貸付条例などに基づき、  
経済的理由により修学が困難な方を対象に、平成23年度  
奨学生を次のとおり募集します。

○奨学生の種類○

A つくばみらい市奨学生

B つくばみらい市高等学校

奨学生

※A、Bいずれの記載もな  
いものは、共通の事項です。

1 申請資格

(1) 本市市民の被扶養者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第  
26号）の規定に基づく専修学  
校（専門課程）・短期大学・  
大学に進学または在学する方

(3) 身体が健康であり、学業優秀  
かつ品行方正である方

(4) 確実な連帯保証人を付するこ  
とができる方（※1）

(5) 奨学金に類する他の学費の貸  
与を受けていない方（※2）

(6) 本市市民の被扶養者

(7) 学校教育法（昭和22年法律第  
26号）の規定に基づく高等学  
校・高等専門学校に進学また  
は在学する方

(8) 確実な連帯保証人を付するこ  
とができる方（※1）

(9) 奨学金に類する他の学費の貸  
与を受けていない方（※2）

(10) 本市市民の被扶養者

(11) 学校教育法（昭和22年法律第  
26号）の規定に基づく高等学  
校・高等専門学校に進学また  
は在学する方

(12) 確実な連帯保証人を付するこ  
とができる方（※1）

(13) 奨学金に類する他の学費の貸  
与を受けていない方（※2）

(14) 本市市民の被扶養者

(15) 学校教育法（昭和22年法律第  
26号）の規定に基づく高等学  
校・高等専門学校に進学また  
は在学する方

(16) 確実な連帯保証人を付するこ  
とができる方（※1）

(17) 奨学金に類する他の学費の貸  
与を受けていない方（※2）

(18) 本市市民の被扶養者

2 募集人員、貸与月額および貸与期間

区分	A	B
	専修学校 短期大学	高等学校 高等専門学校
募集人員	5人	若干名
貸与月額	30,000円	20,000円
貸与期間	平成23年から在学する学 校の正規の修業期間	

3 募集期間

4月22日(金)まで

4 申請手続き

申請をされる方は、次の書類  
を学校教育課へ提出してください。  
申請書様式は、学校教育課  
または市内の中学校、近隣の  
高等学校へお問い合わせください。

(1) 奨学金貸付申請書（様式第1号）

(2) 奨学金貸与申請者推薦調書  
（様式第2号）

(3) 新入生については、卒業した  
高等学校長からのもの（A）

(4) 新入生については、卒業した  
中学校長からのもの（B）

(5) 在学証明書（募集期間内に提  
出してください）

(6) 住民票（申請者家族全員につ  
いて記載されているもの）

(7) 所得証明書（主たる家計支持者  
※平成22年源泉徴収票のほか平  
成22年の所得がわかるものを  
募集期間内に提出してください。  
（写し可）

5 奨学生の選考および決定

7月初旬に、教育委員会での  
選考結果を本人あてに通知

6 奨学金の返還

(1) 奨学金は無利子とし、  
卒業した日の属する月の翌月  
から10年以内に貸与を受けた

総額を返還していただきます。

卒業した日の属する月の翌月  
から起算して6月を経過した  
後、15年以内に貸与を受けた  
総額を返還していただきます。

(2) 返還猶予

ア、上級の学校へ入学したとき

イ、病気その他正当な理由によ  
り、返還が困難であるとき

(3) 返還免除

貸与を受けた方が死亡したと  
きは、奨学金の全部または一  
部返還を免除することがあり  
ます。

(4) その他

奨学生が放校処分が付された  
ときは、ただちに奨学金の全  
額を返還していただきます。

本市市民の被扶養者でなくな  
った場合、奨学金貸与が取り  
消され、奨学金の返還をして  
いただきます。

お知らせします！ 就学援助制度

市では、お子さんが義務教育のため市内の小中学校に通学するうえで、経済的に困っている保護者の方に対し、学用品費や給食費などを援助する事業を行っています。援助を受けようとする方は、申請が必要となります。

1 援助を受けることができる方

生活保護世帯（要保護）、またはこれに準ずる世帯（準要保護）と教育委員会が認定した世帯。

2 援助の内容

学用品費・通学用品費・校外活動費・新入  
学児童生徒学用品費・修学旅行費・医療費（学  
校保健法により治療の指示を受けた疾病に限  
る）・給食費などで教育委員会が定めた金額  
（国の基準に準ずる）。

3 申請方法

各小中学校に用意してある所定の就学援助

費申請書および収入申告書に記入・捺印し、  
前年中の収入のわかる証明書などを添付のう  
え、在学の学校へ提出してください。

4 申請時期

随時受け付けています。ただし、支給期間  
は、必要書類を在学の学校へ提出した月の翌  
月からとなります。

※援助を受けたい方は、事前に学校・教育委  
員会などにご相談ください。

※申請されると、家庭状況を調べるために、  
地区担当民生委員が自宅へ訪問しますのでご  
協力願います。

問 谷和原庁舎学校教育課 ☎58-2111（内線8203）

※奨学生・高等学校奨学生制度については、県教育庁高校教育課にも同様の制度があります。